

国の「有害物質を取り扱う施設に関する規制の強化」が本年6月より施行される。また、神奈川県の「生活環境の保全に関する条例」が改正され、大気・水質・土壌汚染に関する規制が本年10月より全面的に実施される。そこで、4月10日に神奈川県より本年度の環境方針や重点施策と合わせ、規制の改正内容を聞き意見を交換した。

かながわスマートエネルギー構想の推進

再生可能エネルギーの導入促進、省エネによる電力需要の縮減、畜エネによる電力需要の平準化などを行ない、2014年度までに県内の再生可能エネルギーの割合を10%程度まで増加させる。

有害物質を取り扱う施設に関する規制の強化

①既存の有害物質使用特定施設で、汚水を合流式公共下水道へ排出している施設は、6月30日までに県又は政令市へ届け出が必要。②有害物質使用特定施設と貯蔵指定施設の構造や使用方法は、新たな環境省令で定める基準を遵守しなければ



挨拶する弟子丸環境委員長

ならない（構造について既存設備は3年間猶予）。

生活環境の保全に関する条例の改正概要

①指定事業所の設置許可申請と変更の手続き一部簡素化。②指定事業所の設置者は、3年毎に使用している化学物質の種類等を知事に報告する。③周辺環境配慮事業者は計画書を知事へ報告する。④特定有害物質使用地において、盛土のみの形質変更は土壌汚染調査を不要とした。・・・など
(文責事務局)